

有償運送許可研修開催のお知らせ

拝啓、炎暑の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、平成23年9月1日より有償運送許可の取得について法改正されることになりました。兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合は国土交通省より、有償運送許可講習会を開催できる団体に指定され、下記の通り講習会を開催することとなりました。

有償運送許可取得を希望する車積載車（白ナンバー）をお持ちの事業者様におかれましては、案内事項をご理解を賜り申込書にご記入の上、当組合へFAXまたはメールにて返信をお願い致します。

敬具

開催場所と日時

養父市	平成23年9月10日（土曜日）
会場名	養父市八鹿文化会館
住所	兵庫県養父市八鹿町八鹿1675
電話	079（662）6141

以降順次、講習を行う予定です。

開催時間

10:00～16:45（受付開始時間9:00～）
時間厳守！遅刻しますと講習を受講できない場合がございます。

講習プログラム

- 1) 概要説明
- 2) 有償運送許可等排除業務の主旨説明
- 3) 有償運送許可等安全運転とロードサービスの基礎知識
- 4) ハイブリッド車等の注意車両の取扱いについて
- 5) 関連法規・コンプライアンス及び関連資格について
- 6) 講習終了テスト
- 7) 手続きの説明

ロードサービスや保険会社に関連する色々な情報も織り交ぜての講習となっております。

講習対象者

1社1名（ロードサービスに関する責任者又は管理者）

講習会受講料（内訳）

受講料

講習のみでご自身が手続きをする場合

5,250円 5,250円 （テキスト費用含む。昼食代は含みません。）

講習と申請手続きを当組合に依頼する場合（下記の料金は兵庫県登録の場合です。）

10,500円 5,250円 （テキスト費用含む。昼食代は含みません。）

5,250円 （有償運送許可申請1台+有償運送許可車両提示シール）
（シールは2枚1台分付）

- （ ）有償運送許可申請2台目以降はプラス2,000円/1台（基本的に4台まで）
- （ ）他府県からの受講者で当組合に申請の手続きを依頼する場合、別途2,500円を頂戴致します。
- （ ）2台目以降の車両提示シールにつきましては、2,000円/1台です。
- （ ）宿泊費・交通費は各自ご負担頂きますようお願い致します。

有償運送許可 交付条件

国土交通省が指定する団体が実施する講習及び指導を受けていること。

運行積載車に対人5,000万円以上の保険契約等を締結している事。

- 当講習会では自家車両（対人・対物無制限）は必須。受託自動車賠償等の荷物（車両）の保険は推奨としています。今般、賠償額が高額になっていますので、何とぞご加入の方向でご理解ください。
- 申請時運輸局へ保険証券のコピーの提出義務がございます。

募集人数

各会場60名程度（定員になり次第締め切ります。）

申込方法

別添の「有償運送許可 講習会」参加申込書に必要事項を記入の上兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 事務局宛へ平成23年9月5日までにお申し込み下さい。

講習会当日持参品

車検証（写し）	1部
任意保険の証書（写し）	1部
自動車管理者賠償（写し）	1部（必須ではありませんが、強く推奨しています。）
会社ゴム印・丸印	1セット（念のために）
講習会費用	

自動車管理賠償（荷積車両の賠償）にご加入されていない方は、できるだけ低額の自動車管理者賠償をお勧め致しますので別紙をご覧ください。

講習会までに、申請車両の写真を（前方・後方・横方）事務局までにメール（info@hyogo-bpw.or.jp）で添付して送ってください。（赤灯等の回転灯や、法令違反車両については有償運送許可が出ない場合がありますのでご注意ください。）

メールの題名に会社名と車の登録番号をご入力ください。

～ については、申請台数分（車両写真も）必要となります。

（1）これまで有償運送許可は、警察各署・道路公団・JAF等からの要請を受けた指定工場等が使用する積載車が対象でしたが、平成23年9月1日より、法令改正され自動車を積載することが出来る装置がある車両が有償で搬送する場合において、有償運送許可の対象になると変更になりました。今後この許可証を取得せずに有償で搬送した場合は、罰則が発生致しますので是非法令を遵守の上、有償運送許可の取得をお勧めします。

当組合は、行政書士事務所を併設しており、有償運送許可申請に限らず、一般貨物運送事業（緑ナンバー）申請やその他案件についても専門知識を持つ人材がおりますので、何なりとご相談ください。

当組合は、全国でも唯一の事業協同組合にて一般貨物運送事業を取得した団体です。
また、当組合員の中には緊急自動車の指定を取得している会社もあり、勉強会もしております。

本件に関するお問合せは

兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 事務局（行政書士事務所併設）
営業広報・SE 森までお願い致します。

E-mail : info@hyogo-bpw.or.jp

TEL 078-303-5557 FAX 078-303-5558

兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 行

FAX：078-303-5558

『有償運送許可 講習会』申込書兼『誓約書』

企業名

代表者名

参加者名

連絡先

申請台数 台

自家自動車保険 (加入済・未加入)

自管賠等賠償 (加入済・未加入)

今回の自管賠等賠償 (加入する・加入しない)

豊岡 地区 平成23年9月10日(土曜日) 申込期限9月5日

(先着順となりますので、募集人数に達した場合、希望地区に添えない場合がありますのであらかじめご了承ください。)

----- 誓約書 -----

兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 御中

このたび有償運送許可を申請するにあたり、申請基準並びに法令を遵守して職務を遂行することを誓います。

会社名

代表者名

有償運送許可の申請基準

- 1 . 原則的、申請の積載車の保有台数が4台以下であること。
- 2 . 有償運送許可の記載事項を遵守すること。
- 3 . 有償運送許可証の譲渡や貸し渡しをしないこと。
- 4 . ロードサービス事業に関係する自家車両の自動車保険及び賠償責任保険等に加入していること。
- 5 . 貨物自動車運送事業法の規定を遵守すること。
- 6 . ロードサービス事業を行っていること。又はこれから事業を行おうとする事業所であること。
- 7 . 道路交通法令・自動車運送車両法等の法令を遵守すること。
- 8 . 小型移動式クレーン免許・巻き上げ機講習等、ロードサービス関連資格を積極的に行うこと。
- 9 . 反社会的組織・団体に所属や関与していないこと。
- 10 . その他、公序良俗に反しないこと。

(有償運送許可証の返納)

- 1 . 当組合で講習を受講し、有償運送許可を取得した者が、申請後不正及び不法な事実が判明した場合は、運輸局および当組合より有償運送許可証の返納を命ずることがある。

総合賠償責任保険 更改申込書手書き記入用補助資料

契約者名	契約者名未入力	計上方法	OCR計上(満期更改のみ)
保険期間	平成23年10月1日 から 平成24年10月1日 まで 1年間	取扱い	
払込方法	一時払	契約タイプ	エコノミープラン
契約種類	年間包括		
計上添付資料	補助資料(この用紙), 保険料算出の基礎入力画面, 保険料計算シート③(受託自動車等)		

申込書の「合計保険料」欄に記入すべき保険料	(保険期間中の総保険料)	62,130円
-----------------------	--------------	---------

補償区分	業種区分コード	対人対物区分	対人対物共通	保険金額	免責金額	保険料(1回あたり)	保険料(保険期間中の総額)
受託自動車リスク	2			3,800千円	50千円	62,130円	62,130円
受託物リスク最終適用料率				精算方式	全補償区分合計(確定)	62,130円	62,130円
食中毒利益「年間の営業利益+付保経常費」の額				確定方式			

保険料算出の基礎	補償区分	保険料算出の基礎種類(単位)	コード	保険料算出の基礎数値
	施設・業務遂行リスク	—	—	—
	製造物・完成作業リスク	—	—	—
	受託物リスク	—	—	—
	受託自動車リスク	最高保管台数	08	4台
	受託自動車使用不能被害	—	—	—
	受託現金・貴重品リスク	—	—	—
	借用不動産リスク	—	—	—
	食中毒利益	—	—	—

	施設・業務	受託物	製造物・完成作業	受託自動車	食中毒利益
リスク状況割増	0.000	0.000	0.000	0.000	-----
最終適用割増引				0.840	

以下内訳

	施設・業務	受託物	製造物・完成作業	受託自動車	食中毒利益
特約付帯による割増引(G)	1.000	1.000	1.000	0.840	-----
無事故割引(M)	1.000	1.000	1.000	1.000	-----
経審評定値割引(B)	1.000	-----	-----	-----	-----
食品衛生監視票割引	-----	-----	-----	-----	1.000
リスク調整(E)	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

受託物関連情報	物件種類別料率		火災料率・盗難・物件級別				冷凍・冷蔵貨物有無
	基本料率	施設外料率	火災料率	火災物件	盗難級別	物件級別	

特約 特約コードの後に"◆"が付いている特約は計上時に特約スリップ添付が必要です。

追加特約(E1), 受託自動車(AS), 再寄託中不担保(AW) →2次搬送、下請工場等 事故不担保です。

※ 別途、低額の荷積(車両)賠償を調査中ですので、暫くお待ちくださいませ。 事務局

平成 23 年 月 日

(事業者団体名)

兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 殿

(排除事業者名)

住 所

氏名又は名称

印

自家用自動車有償運送許可申請委任状

事故車及び故障車を緊急排除するため、自家用自動車の有償運送許可の申請を委任いたします。

記

許可申請車両

自動車登録番号等	
車 名	
型 式	
搭 載 台 数	
塗 色	

平成 23 年 月 日
提出日(参加講習会日)を記入

(事業者団体名)

兵庫県自動車修理業・レッカー事業協同組合 殿

(排除事業者名)

住 所 貴社住所記入
氏名又は名称 貴社名記入

自家用自動車有償運送許可申請委任状

事故車及び故障車を緊急排除するため、自家用自動車の有償運送許可の申請を委任いたします。

記

許可申請車両

自動車登録番号等	申請車両登録番号
車 名	車名を記入(トヨタ・三菱等)
型 式	車検証通り型式を記入
搭 載 台 数	通常は 1 台
塗 色	ボディカラー(白・シルバー等)

複数申請します方は本紙をコピーしてご提出いただきますようお願い致します。

第78条車輛

有償運送
許可車輛